

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和3年12月9日

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 茨城県監査委員 | 半 村 | 登   |
| 同       | 西 野 | 一   |
| 同       | 深 谷 | 一 広 |
| 同       | 羽 生 | 健 志 |

## 定期監査等の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、定期監査等の結果を茨城県議会等に報告するものである。

### 第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

#### 1 監査実施機関 51 機関

| 所管部局     | 監査実施機関名  |
|----------|--|
| 総務部      | 自転車競技事務所、県北県民センター、鹿行県民センター、県南県民センター、県西県民センター、自治研修所、行方県税事務所、土浦県税事務所、筑西県税事務所   |
| 県民生活環境部  | 消費生活センター   |
| 防災・危機管理部 | 県立消防学校   |
| 保健福祉部    | 日立保健所、衛生研究所、精神保健福祉センター、土浦児童相談所、県立茨城学園  |
| 営業戦略部    | 県産品販売促進チーム   |
| 産業戦略部    | 県立産業技術短期大学校、県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院、県立鹿島産業技術専門学院、県立筑西産業技術専門学院、産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校                                     |
| 農林水産部    | 県北農林事務所高萩土地改良事務所、県央農林事務所、鹿行農林事務所、県南農林事務所、県西農林事務所、県西農林事務所境土地改良事務所、農業総合センター農業大学校   |
| 土木部      | 常陸大宮土木事務所、土浦土木事務所つくば支所、筑西土木事務所、常陸太田工事事務所、高萩工事事務所、竜ヶ崎工事事務所、常総工事事務所、茨城港湾事務所、茨城港湾事務所日立港区事業所、茨城港湾事務所大洗港区事業所、鹿島港湾事務所          |
| 教育庁      | 水戸教育事務所、県近代美術館天心記念五浦分館、県立緑岡高等学校、県立水戸商業高等学校、県立水戸桜ノ牧高等学校、県立鉾田第二高等学校、県立玉造工業高等学校、県立牛久栄進高等学校、県立下妻第一高等学校、県立古河中等教育学校、県立内原特別支援学校 |

#### 2 監査対象年度

令和2年度

#### 3 監査実施期間

令和3年9月1日から11月30日まで

#### 4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているかどうか等、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し監査した。

- (2) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認した。
- (3) 地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況に関し、リスクの管理状況を監査した。

## 5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、抽出の方法により関係書類等との照合をするとともに、必要に応じて現地調査、職員からの事情聴取により監査を行った。

監査を重点的かつ効果的に実施するため、重点監査項目を定めて監査を実施しており、今年度は「内部統制の取組状況」を重点監査項目とした。

また、前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認するとともに、地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況について職員からの聴取等により監査を行った。

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意事項とする。

なお、監査結果には、必要に応じて意見を付することができる。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については意見とする。

### 2 監査結果

ア 指摘事項 該当なし

#### イ 注意事項

| 所管部局名 | 監査実施機関名                | 監査の結果   |
|-------|------------------------|---|
| 総務部   | 自転車競技事務所               | 取手競輪場東側急傾斜地擁壁対策実施設計業務委託において、内部統制が機能せず、公所長に委任された歳出予算の執行限度額を超えて執行したことは適切でない。          |
| 産業戦略部 | 産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校 | 排水処理施設引抜ポンプ修繕において、内部統制が機能せず、履行期間の変更に関する契約事務手続が執られていなかったこと、及び検査調書を作成していなかったことは適切でない。 |

ウ 意見 該当なし

その他の機関においては、指摘、注意又は意見に該当する事項は認められなかった。